

### 参考資料 3

令和 4 年〇月〇日  
文化庁著作権課

文化審議会著作権分科会法制度小委員会「民事訴訟法の改正に伴う著作権制度に関する論点整理(案)」及び「独占的ライセンスの対抗制度及び独占的ライセンシーに対し差止請求権を付与する制度の導入に関する報告書(案)」に関する意見募集の結果について

標記のパブリックコメント募集について、令和 3 年 12 月 13 日から令和 3 年 12 月 26 日までの期間、電子メール・郵便・ファックスを通じて、広く国民の皆様から御意見の募集を行いましたところ、本件に係る御意見を 13 件いただきました。

いただいた御意見の概要及びそれに対する文化庁の考え方は別紙のとおりです。なお、とりまとめの都合上、内容により適宜集約させていただいております。

貴重な御意見をお寄せいただき、厚く御礼申し上げます。

## 民事訴訟法の改正に伴う著作権制度に関する論点整理（案）について

主な御意見の概要	御意見に対する考え方
第 1	
<p>利用行為を拡充することに賛成する。</p> <p>現行法では、手続がオンライン化されると、複製以外の利用行為については著作権者等の許諾を得る必要が生じているところ、かかる課題は解決されるべきであると考えている。</p> <p>なお、同様の課題は、2021年10月1日から開始した特許庁における審判手続のオンライン化を例とするように、第42条第2項各号に定める行為類型にも当てはまる事柄であるため、同項に掲げる行為類型にも同様の措置が執られるべきであると考えている。</p>	<p>賛成の御意見として承りました。</p> <p>なお、今回は民事訴訟法改正に伴う改正のため、第42条第2項各号については、別途、改正の必要性等を検討してまいります。</p>
<p>著作権法第42条第1項本文では「著作物は、裁判手続のために必要と認められる場合及び立法又は行政の目的のために内部資料として必要と認められる場合には、その必要と認められる限度において、複製することができる」と規定している。</p> <p>しかし、今日のデジタル・ネットワーク時代、とりわけコロナ禍以後は政府がDX（デジタルトランスフォーメーション）を進めているところ、同条の著作権制限規定では、裁判手続、立法又は行政の目的のための内部資料として利用するために、無断で利用できるのは複製権に係る利用だけであり、電子メール、クラウド配信等に係る公衆送信権は制限されていないため、著作権法が官公庁のDX化の促進を阻害することになる。</p>	<p>賛成の御意見として承りました。</p> <p>なお、今回は民事訴訟（司法）に係る制度改正に伴う改正のため、立法・行政における著作権制度の在り方については、別途、改正の必要性等を検討してまいります。</p>
第 2	
<p>公衆送信・上映・翻案（特に翻訳）について権利制限を行うことについて賛成する。</p> <p>少なくとも公衆送信については権利制限の対象とされるべきであると考えているが、運用上の混乱を避ける観点からは、裁判等でなされる他の利</p>	<p>賛成の御意見として承りました。</p> <p>なお、行政庁で行う審判その他の準司法手続については、第42条第1項の「裁判手</p>

<p>用行為についても一括して権利制限とするべきである。</p> <p>なお、現行の第 42 条第 2 項の行為類型には、審判・異議申立・判定・不服申立といった行政手続が網羅的に明記されていない。公正な行政手続の実現という観点からは、この点も明確にされることが望ましいと考える。</p>	<p>続」(第 40 条第 1 項参照)に含まれております。</p>
<p>民事裁判手続のオンライン化に対応し、著作権法第 4 2 条において公衆送信等についても権利制限の対象として追加する事に賛同する。</p>	<p>賛成の御意見として承りました。</p>
<p>著作権法第 42 条第 1 項本文中「複製することができる」を「複製し、又は公衆送信を行うことができる」と改め、公衆送信権の制限規定を追加すべきである。</p> <p>著作権分科会及び同法制度小委員会では、司法手続及び行政目的の利用について検討されている。このほか、立法目的の利用についても、国会及び各地方議会でインターネットを活用したウェブ会議や、デジタル資料を活用した審議、調査などが検討されている。著作権法第 42 条第 1 項本文に公衆送信権の制限規定を設ける際は、司法・立法・行政を一体として検討すべきである。</p>	<p>賛成の御意見として承りました。</p> <p>なお、今回は民事訴訟(司法)に係る制度改正に伴う改正のため、立法・行政における著作権制度の在り方については、別途、改正の必要性等を検討してまいります。</p>
<p>民事訴訟法の改正に伴って著作権法第 42 条を改正し、公衆送信等についても権利制限規定の対象とすることについて賛同します。ただし、著作権者の利益を不当に害することのないよう留意いただくことを要望します。</p>	<p>賛成の御意見として承りました。</p>
<p>民事訴訟記録の利害関係のない第三者による閲覧に関しては濫用の恐れも否定できない。当該閲覧につき一定の制約(裁判所での閲覧に限る等)が課せられるのであれば、実際には大きな問題にはならないと理解できるが、著作物保護の観点より、そのような一定の制約のもとで著作権が制限されることを著作権法において明文化することを要望する。</p>	<p>第三者閲覧に当たっては、現行の制度と同様、裁判所内での閲覧に限ること、また、監視等の措置を講じる予定とされています。著作権保護の観点から、適切な運用がなされるよう、対応してまいります。</p>

<p>○ 民事訴訟手続の IT 化に伴う著作権者の権利の制限については、やむを得ないものと評価できるため、現在の著作権法と同様に「著作権者の利益を不当に害してはならない」ことを前提として、公衆送信や上映などの諸権利を制限することを速やかに検討するべきである。著作権法の改正が進まないため、民事訴訟手続の IT 化が進まないことは避けなければならない。</p>	<p>賛成の御意見として承りました。</p>
---	------------------------

独占的ライセンスの対抗制度及び独占的ライセンシーに対し差止請求権を付与する制度の導入に関する報告書（案）について

<p>主な御意見の概要</p>	<p>御意見に対する考え方</p>
<p>第 3</p>	
<p>著作権の譲受人・他のライセンシーに対して対抗要件の登録を備えて独占性を対抗できる場合には差止請求可能という点については、特に独占的ライセンシーが完全独占的ライセンスと譲受人の場合においては独占的な利用の期待権を保護するという観点からも妥当と考えられます。</p> <p>一方、『不法利用者が現れた場合』については、登録や権利者の承諾等を必要とせずに独占的ライセンシーによる差止請求を可能とすることが提案されておりますが、本ワーキングチームにおける関係者ヒアリングの多くがライセンシーを対象として行われたことから、ライセンシーの要望に重点が置かれた検討結果であるように思われます。本来は権利者に対しても同規模のヒアリングを行い、権利者、ライセンシー、著作権等の譲受人や他のライセンシー等の第三者間のバランスをはかった上で前提事項を整理し制度設計を検討することが望ましいと考えます。</p>	<p>いただいた御意見は、今後の具体的な制度設計に当たっての参考とさせていただきます。</p> <p>具体的な制度設計に当たってはライセンサー（権利者）側の御意見にも十分留意して検討を進めたいと考えております。なお、ライセンサー側の御意見につきましては、平成 29 年度に実施した調査研究（「著作物等の在り方に関する調査研究報告書」一般社団法人ソフトウェア情報センター）においてアンケートやヒアリングが実施されております。</p> <p>また、登録対抗制度については、本報告書の内容を踏まえ、引き続きその在り方について検討してまいります。</p>

このような提案となった最大の要因は、報告書案でも指摘のあるとおり既存の著作権の登録制度の使い勝手の悪さにあると考えられますので、まずは登録制度の手続きの簡素化等によって登録制度の利便性・実効性を高めることを最優先とし、そのうえで登録制度の活用を前提とした制度整備がなされることを要望いたします。

#### 第4

独占的ライセンスの対抗制度として、既存の登録制度の見直しを基本とする登録対抗制度とすることに賛成する。

第三者にとっての予測可能性を担保するためには、独占的ライセンスの存在と内容が一般に公示されていることが望ましいためである。但し、対抗要件を具備しない場合の不利益は、その当事者の責任において被ることになるため、両当事者が合意により対抗要件を備えないこととするは自由であって、ライセンサーに登録義務を課すことについては慎重にご検討いただきたい。

他方、ライセンサーには、登録協力義務を課すことができるかご検討いただきたい。現行民法に照らして、著作権の売主には対抗要件具備義務すなわち登録協力義務が課せられているから、このこととの整合を踏まえた検討が望ましいと考える。

なお、現行著作権法では、著作権の移転については、前述の特定承継のみならず一般承継であっても登録が対抗要件となっていることから、著作権登録の一層の活用という方向での制度運用が進んでいると見受けられ、本件の制度設計はこの点とも整合が取られると望ましいと考える。

具体的には、令和元年7月1日の著作権登録制度の改正により、著作権等の登録について併合申請や添付資料の省略が可能となっているので、本件の制度設計は、令和元年7月1日からの

いただいた御意見は、今後の具体的な制度設計に当たっての参考とさせていただきます。

なお、ライセンサーに登録義務を課すことは想定しておりません。

また、ライセンサーの登録協力義務や既存の登録対抗制度との整合性等については、今後の登録対抗制度の在り方の議論や具体的な制度設計の中で検討することを想定しております。

<p>改正著作権登録制度の併合申請をそのまま利用できるのか、あるいは整合を図るために修正が必要となるのかご検討いただきたい。特に、当該改正著作権登録制度の申請書の記載が独占的ライセンスの対抗制度に適した十分な記載となるようご配慮いただきたく、また、独占的ライセンスの対抗制度の目的を達せられる程度の十分な公示がなされるようご配慮いただきたい。</p>	
<p>制度設計については、登録対抗制度の採用が望ましいと考える。ただし、登録制度の適切な整備がなされることが前提であることは言うまでもない。</p>	<p>賛成の御意見として承りました。</p>
<p>1) 施行日前に設定された独占的ライセンスについて</p> <p>報告書案 61 頁等にて、施行日前に現れた著作権等の譲受人や他のライセンシーの予測可能性を害さないような制度設計を行うことや独占的ライセンシーの差止請求権が認められないことを前提に独占的ライセンスを設定していることについて著作権者等に保護すべき利益が認められるような例外的な場合の有無等についてさらに検討する必要性について指摘されておりますので、原則として、差止請求権の付与について、施行日前の契約への遡及適用を認めないことを要望します。</p> <p>これまでの法制度下では、独占的ライセンシーには差止請求権がなかったこと、当事者の意思によって差止請求権を付与することも不可能だったことに鑑みれば、独占的ライセンシーに差止請求権を付与することが契約当時の当事者の合理的意思と認定することは困難であり、むしろ、独占的ライセンシーに差止請求権を付与するという当事者間の合理的意思はなかったと推認するのが妥当であると思われま。本提案に関しても別項で言及しているとおり、本ワーキングチームにおける関係者ヒアリングの多くがライセンシーを対象に行われたことによるものと思われま。</p>	<p>1) について</p> <p>いただいた御意見は、今後の具体的な制度設計に当たっての参考とさせていただきます。</p> <p>なお、施行日前に設定された独占的ライセンスの取扱いについては、本報告書の内容を踏まえ、著作権等の譲受人や他のライセンシーの予測可能性や著作権者等の保護すべき利益等にも配慮して検討してまいります。</p>

独占的ライセンシーの差止請求権を創設する法改正を行われた場合、施行日前に設定された契約において独占的ライセンシーに差止請求権を認めることを明示的に記載している場合に限り、当事者間の意思が明確であり遡及適用の余地があると思われま

す。このことから、施行日前に設定された独占的ライセンシーに対して一律に差止請求を付与することは、契約当事者であるライセンシー及び権利者にとっても予測外かと考えられますので、原則として、施行日前に設定された独占的ライセンスに対しては、差止請求権の付与を認めない方向での制度設計を要望いたします。このように制度設計しても、当事者間で必要に応じて独占的ライセンシーに差止請求権を付与する新しい契約の締結(および必要な登録)を行えば足りるため、不都合はないと考えます。

## 2) 柔軟な権利設定について

独占的ライセンスにおいては、実務的にきめ細かく細分化しライセンス設定することが可能になることが、権利者、ライセンシー双方にとって制度がより活用しやすくなるため、柔軟な権利設定および運用を要望します。

① 今回の検討により、独占ライセンシーに対して差止請求権が付与されることとなった。本制度は、「映画の著作物」の海賊版対策を行っていくうえで有益かつ有効な手段となり、権利者及び権利者団体として歓迎すべきことである。

② 独占ライセンスに関して、権利者が他者へ著作権を譲渡したり、または倒産などにより管財人等に管理権が移転した場合、独占的ライセンシーの著作物の利用継続は当然対抗制度により可能であるが、「独占的」地位を新著作権者や管財人等に対抗することはできなかつた。しかし、今回の検討により、「登録」することによって、「独占ライセンス」であることを第三者に対

## 2) について

賛成の御意見として承りました。

なお、登録対抗制度については、本報告書の内容を踏まえ、引き続きその在り方について検討してまいります。

抗できるようになる。この点では権利者として歓迎すべきことである。

しかし、「登録」については、個々の多数の作品について登録するとなると、権利者・独占的ライセンシーにとって手間、時間と費用を必要とするなど、実務において活用することが難しい。

そこで、

- ・「登録」を簡易にするための抜本的な方策について早急に検討に着手していただきたい。

- ・「登録」以外の簡易な方法によって第三者に対抗できるようにする方策についても併せて検討していただきたい。

## 1. 総論

### 【制度の導入について】

- 独占的ライセンスの対抗制度の導入に賛成である。

- まず、独占的ライセンスは、よくある著作権に関する契約として昔から存在したにもかかわらず、独占的ライセンシーの権利を保護するための制度がなかったのは、著作権法を所管する文化庁の怠慢である。これを指摘しておきたい。

- その上で、その制度設計としては、「独占的利用許諾構成」を採用し、その独占性を対抗するための要件は、「独占的ライセンスの存在について何らかの公示がされていること」と「その存在について著作権等の譲受人や他のライセンシーといった第三者が悪意であること」の両者を満たすことを要件とするべきである。そして、独占的ライセンス契約の多重契約については、民法第 177 条と同様に、その登録の先後で権利者を決すべきである。

- 「独占的利用許諾構成」をとるべき理由は、一般的な独占的ライセンス契約の内容を表した構成といえ、出版権のように強い権利に類似する「専用利用権構成」は一般的な独占的ライセンス契約の内容とは言い難く、かつ、業界団体（一般社団法人日本書籍出版協会）がヒアリングで

## 1. について

いただいた御意見は、今後の具体的な制度設計に当たっての参考とさせていただきます。

なお、「独占的利用許諾構成」と「専用利用権構成」のいずれを採用するかは、今後の文化庁において具体的な制度設計を進めていく中で検討してまいります。

述べたように「そもそも出版権規定が妥協の産物」であり、その内容の合理性について疑義が生じるような曖昧な権利に類似するものを導入することは、妥当でない。

○ 加えて、「専用利用権構成」では、不完全独占的ライセンスを実現するためには、完全独占的ライセンスを締結した上で、その契約とは別に利用許諾をとる必要があるとされ、2度手間であり、かつ、著作権に関する権利関係が管理が複雑となり、法的安定性を欠き、妥当でない。

○ その点、「独占的利用許諾構成」は、独占的ライセンス契約のみで権利関係を管理できるとともに、著作権の譲渡という著作権者にとって重要な権利の行使についても、著作権者と独占的ライセンシーとの間の契約で定めることができ、かつ、著作権侵害の差止請求権の行使については当然に著作権者が行使できることも踏まえれば、著作権者の保護に資するものと言える。

○ もっとも、新たに導入する対抗制度は、独占的ライセンシーの独占権を保護するための制度であることに鑑みれば、「差止請求権の発生要件や行使要件として著作権者等の承諾やその他の著作権者等の意思に配慮した要件」や「訴訟手続面における著作権者等への配慮」は不要である。差止請求権の行使について、制限を設けるのであれば、著作権者と独占的ライセンシーとの間の契約であらかじめ解決すればよく、著作権者の保護に欠けることはないと思われる。

○ そして、独占的ライセンシーの独占権を保護するための制度であることに鑑みれば、対抗力を備えていない独占的ライセンシーの不法利用者に対する差出請求と侵害予防請求は、認められて当然である。

○ あわせて、独占的ライセンスの対抗要件である「公示」については、手数料なくオンライン手続で独占的ライセンス契約の登録をすること

を可能とし、ホームページで誰でもいつでも容易に閲覧可能とするべきである。

○ なお、このような「公示」を行うことで、取引の安全性を高めることができ、かつ、対抗要件として求められる「第三者の悪意」を容易に判断することができ、争訟の迅速な解決に繋がる。

## 2. 各論

### 【不完全独占的ライセンス契約について】

○ 不完全独占的ライセンスを内容とする独占的ライセンシーの差止請求や侵害予防請求の権利については、著作権者等や独占的ライセンシーに対してこれらの権利を行使できないのは契約の内容を考えれば当然帰結である。むしろ行使できると考える方がおかしい。

### 【複数の独占的ライセンシーについて】

○ 複数の独占的ライセンシーによる権利行使については、共同で利用行為を行う場合は独占的ライセンスの契約の当事者が1人である場合と同じであり、複数の独占的ライセンシーが各々独立して同じ範囲内で利用行為を行う場合については、「ライセンシー間ではお互いに差止請求権を持たないが、当該独占的ライセンス契約において利用が認められているライセンシー以外の者との関係では差止請求権を有するという考え方」が通常であることから、複数の独占的ライセンシーの各々が権利を行使できるようにすればよい。なお、「独占性の人的範囲」が無限に広がるのではないか、という懸念については、この対抗制度を導入するためには、そもそも「独占的ライセンス」を著作権法で定義付けする必要があるため、「独占的」の定義が定まれば「独占性の人的範囲」も自ず定まり、この懸念は解消するものと思われる。

### 【独占的サブライセンシーについて】

○ 独占的サブライセンシーについても、独占的ライセンスを有する以上、保護すべき利益は独占的ライセンシーと変わらない。よって、独占

## 2. について

いただいた御意見は、今後の具体的な制度設計に当たっての参考とさせていただきます。

なお、登録対抗制度の在り方については更に多くの事項を検討する必要があり、その検討には相応の時間を要すると考えられます。そのため、その検討を待つこととすると、独占的ライセンシーの保護する制度全体の導入が遅れる可能性がありますので、独占的ライセンスの対抗制度及び独占的ライセンシーに対し差止請求権を付与する制度を先行して導入することにより、少しでも早期に独占的ライセンシーの保護を実現していくべきと考えております。もっとも、登録対抗制度の在り方についての検討結果を追って反映することが前提になると考えておりますので、登録対抗制度の在り方についても検討を進めてまいりたいと考えております。

的サブライセンスも差止請求や侵害予防請求ができることを認めるべきである。ただし、著作物がどのように取り扱われるかは著作権者にとって重要な事であることから、民法の転貸借の場合と同様に、著作権者の同意がなければ独占的サブライセンス契約を締結できないと規定すべきである。

【差止請求や侵害予防請求の範囲について】

○ 独占的ライセンスに基づく差止請求や侵害予防請求の範囲は、独占的ライセンス契約によって付与された利用権の範囲で、かつ、独占性の合意がなされている範囲に限ることは、この対抗制度が独占的ライセンスを保護するための制度であることを踏まえれば当然である。

【制度導入の進め方について】

○ 独占的ライセンスの対抗制度の導入に当たっては、報告書案のように２段階に分けて制度化することは妥当でない。一気に導入すべきである。知的財産ビジネスが日本の経済成長の柱である以上、漸次導入することは許されない。速やかに導入すべきである。

第 5

独占的利用許諾構成又は専用利用権構成のいずれが妥当であるかにつき、今後も議論を続けていくことに賛成する。

現段階において、独占的ライセンスに差止請求権を付与すべきか否かは、どちらの構成を採用するかということが、結論に影響を与え得るものとする。今後の議論においては、特に独占的利用許諾構成に関して、契約により債権としての独占性を付与された者に第三者排除効である準物権的な差止請求権を付与（すなわち債権を物権化）することの妥当性の根拠並びに民法法理及び他の知的財産権法理との整合という観点から一層の検討をいただきたい。

賛成の御意見として承りました。

なお、「独占的利用許諾構成」と「専用利用権構成」のいずれを採用するかは、今後の文化庁において具体的な制度設計を進めていく中で検討してまいります。

<p>独占的利用許諾構成の方が望ましいと考える。差し止めの範囲は基本的に契約上の定めによって画されるとする方針に賛同する。つまり、差し止めの範囲は、「契約によって付与された利用権の範囲」、かつ、「独占性の合意がなされている範囲」とする考え方に基づくものであり、その点で債権的効力に基礎を置き、権利設定の多様性に対応しうることが期待される独占的利用許諾構成を有力な選択肢と考えるものである。</p>	<p>賛成の御意見として承りました。</p>
<p>取引の安全を考慮し、登録による公示を前提として、独占的ライセンスの対抗制度及び独占的ライセンシーに対し差止請求権を付与する制度を導入する事に賛同する。</p>	<p>賛成の御意見として承りました。</p>
<p>結論としての「独占的ライセンスの対抗制度及び独占的ライセンシーに対し差止請求権を付与する制度を導入することが適当である。」という点について、賛同いたします。制度設計にあたっては、著作権保護と利活用促進のバランスが取れた制度の実現を期待します。</p>	<p>賛成の御意見として承りました。</p>
<p>独占的ライセンスにかかる対抗制度及び独占的ライセンシーに対し差止請求権を付与する制度を上記を踏まえ一定条件下で導入することについて賛同します。具体的な制度設計にあたっては、権利者、ライセンシーのバランスをはかり、双方にとって活用しやすいものとなるようしていただけますよう重ねて要望いたします。</p>	<p>賛成の御意見として承りました。</p>
<p>○ 独占的ライセンシーの権利の保護を図り、著作権侵害を防ぐためにも「速やかに著作権法を改正するべきである」と報告書に明記すべきである。</p>	<p>著作権法改正の時期につきましては、本報告書を踏まえた文化庁における具体的な制度設計の検討を進める中で検討したいと考えております。</p>
<p>その他</p>	
<p>・ 6 ページの (1) の枠内の 1 行目「(断りが) ない」と、33 ページの 9 行目「(違いが) 無い」とは、どちらかに字句を統一したほうがよい。</p>	<p>御指摘を踏まえ、一部修正させていただきます。</p>

- ・ 7 ページの脚注 15 の文末「考える」は「考えられる」のほうがよいのではないかと？
- ・ 10 ページの米印の「2通り」と、35 ページの脚注 38 の 5 行目「ニ通り」とは、どちらかに字句を統一したほうがよい。
- ・ 20 ページの最下行から上に 3 行目「取る」と、51 ページの 7 行目「とる」と、58 ページの脚注 69 の 2 行目「採る」とは、どれかに字句を統一したほうがよい。
- ・ 29 ページの脚注の 5 行目「当たらない」と、48 ページの 20 行目「あたらない」とは、どちらかに字句を統一したほうがよい。
- ・ 36 ページの本文の最下行から上に 1 行目「通り」は「とおり」のほうがよい。他の箇所の記事の例と同様に。
- ・ 86 ページの 9 行目「2つ」は「ニつ」のほうがよい。他の箇所の例（一つ）と同様に。

出版分野は、新規コンテンツを刊行する際、権利者から独占ライセンスを受ける場合が多い。従来の紙での刊行にとどまっていたころは、著作者から出版社が著作権の設定を受ければ事足りていたが、電子での出版、それも紙の本と同じ内容なら 2 号著作権で対応できるが、文章以外の著作物の付加、他の著作者の著作と合わせての販売、サブスクでの提供等、提供方法が多様化すると、どうしても契約内容は著作権の枠には収まらなくなる。著作権輸出、翻案など二次的利用を含めた利用となるとなおさらである。このような多様な利用について、侵害がなされた場合の対処方法が求められていたものであり、今回、独占的ライセンシーに差止請求権が付与されることは、大変喜ばしいことと考える。そして、その課題解決の手段として「独占的利用許諾構成」と「専用利用権構成」が挙げられているが、今回の WT での審議を聞く限り、現実の著作物利用、契約内容の自由度の観点からすると、前者が望ましいと考える。WT でも前者

賛成の御意見として承りました。

なお、「独占的利用許諾構成」と「専用利用権構成」のいずれを採用するかは、今後の文化庁において具体的な制度設計を進めていく中で検討してまいります。

を推す意見が多数だったことから、前者の方針による法改正に至ることを望みます。	
--	--

その他

主な御意見の概要	御意見に対する考え方
本件の「意見提出が 30 日未満の場合その理由」は何ですか？	本件は、法令の定めには依らない、任意の意見募集であるため、14日間としました。